

経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、経営所得安定対策等の円滑な実施を図るため、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて、実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及びその補助率)

第2条 この補助金は、事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に対し、山梨県水田畑作農業再生協議会が当該事業に要する経費及び市町村が地域農業再生協議会に対し、補助する事業に要する経費（市町村が事業実施主体の場合にあっては、当該事業に要する経費）について、山梨県水田畑作農業再生協議会及び市町村（以下「補助対象事業者」という。）に交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

2 別表の補助対象事業の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費は相互の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助対象事業者に送付するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に掲げる軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象事業者が、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し補助する場合においては、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付すこと。
- (5) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、概算払いとする。ただし、知事が、必要があると認める場合には、補助対象事業者に対し、精算払により交付することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在の補助対象事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第6号）を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月8日のいずれか早い期日までに、補助対象事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(処分の制限)

第10条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の制限を受けるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この要綱に規定する書類については、正副2部を管轄する農務事務所を經由し、知事に提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定報告書（様式第9号）により、速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成30年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、令和3年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、令和4年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月5日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、令和4年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、令和5年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別表)

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>1 経営所得安定対策等 推進活動</p> <p>(1) 県段階推進事務費 (実施要綱第3の1に規定する事業)</p> <p>(2) 地域段階推進事務費 (実施要綱第3の2に規定する事業)</p>	<p>山梨県水田畑作 農業再生協議会</p> <p>市町村</p>	<p>1 謝金</p> <p>2 旅費</p> <p>3 賃金及び共 済費等</p> <p>4 事務等経費</p> <p>5 委託費</p> <p>6 助成費</p>	<p>定額</p>	<p>ア 補助対象経費の 各費目相互間におけ るいずれか低い額の 20%以内の経費の 配分の変更</p> <p>イ 補助対象事業の 目的の達成に支障が なく補助金の増額を 伴わない事業計画の 細部の変更</p>
<p>2 コメ新市場開拓等促 進事業推進活動</p> <p>(1) 県段階推進事務費 (実施要綱第3の3に規定する事業)</p> <p>(2) 地域段階推進事務費 (実施要綱第3の4に規定する事業)</p>	<p>山梨県水田畑作 農業再生協議会</p> <p>市町村</p>	<p>1 謝金</p> <p>2 旅費</p> <p>3 賃金及び共 済費等</p> <p>4 事務等経費</p> <p>5 委託費</p> <p>6 その他経費</p>	<p>定額</p>	<p>ア 補助対象経費の 各費目相互間におけ るいずれか低い額の 20%以内の経費の 配分の変更</p> <p>イ 補助対象事業の 目的の達成に支障が なく補助金の増額を 伴わない事業計画の 細部の変更</p>

3 畑作物産地形成促進 事業推進活動		1 謝金	定額	ア 補助対象経費の 各費目相互間におけ るいずれか低い額の
(1) 県段階推進事務費 (実施要綱第3の5に規 定する事業)	山梨県水田畑作 農業再生協議会	2 旅費		20%以内の経費の
(2) 地域段階推進事務費 (実施要綱第3の6に規 定する事業)	市町村	3 賃金及び共 済費等		配分の変更
		4 事務等経費		イ 補助対象事業の 目的の達成に支障が なく補助金の増額を 伴わない事業計画の
		5 委託費		細部の変更
		6 助成費		

様式第1号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県水田畑作農業再生協議会長又は市町村長 (印)

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付を申請します。

なお、別添事業実施計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

(添付書類)

- ・事業実施計画書 (別記様式A)

※押印省略可

(別記様式A)

1 事業の目的

2 交付申請金額（又は実績報告額） 金 〇〇〇〇〇〇円

3 経費の内訳

区 分	推進事業に 要する経費 (又は要した 経費)	負担区分		備 考
		補助金	その他	
経営所得安定対策等推進 活動	円	円	円	
1 県段階推進事務費 ・ 謝金 ・ 旅費 ・ 賃金及び共済費等 ・ 事務等経費 ・ 委託費				
2 地域段階推進事務費 ・ 謝金 ・ 旅費 ・ 賃金及び共済費等 ・ 事務等経費 ・ 委託費 ・ 助成費				
合 計				

4 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	負担区分		備考
			増	減	
経営所得安定対策等推進 活動	円	円	円	円	
1 県段階推進事務費 （1）県補助金 （2）その他					
2 地域段階推進事務費 （1）県補助金 （2）その他					
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	負担区分		備考
			増	減	
経営所得安定対策等推進 活動	円	円	円	円	
1 県段階推進事務費					
2 地域段階推進事務費					
合 計					

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

6 添付書類

(1) 山梨県水田畑作農業再生協議会

- ① 都道府県推進活動計画（又は都道府県推進活動実施状況報告書）
- ② 都道府県農業再生協議会規約

(2) 市町村

- ① 地域推進活動計画（又は地域推進活動実施状況報告書）
- ② 再生協議会への移行計画
- ③ 補助金の交付に関する規定又は要綱

(注) 3 経費の内訳、4 収支予算(又は精算)の区分欄には、別表の区分の欄の2の事業を実施する場合は、「コメ新市場開拓等促進事業推進活動」、別表の区分の欄の3の事業を実施する場合は、「畑作物産地形成促進事業推進活動」を追記し、別表から該当する項目、経費、予算(精算額)を記載する。

山梨県水田畑作農業再生協議会長又は市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあった経営所得安定対策等推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により、通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付けで申請のあった経営所得安定対策等推進事業費補助金とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助対象事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助対象事業者が、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し補助する場合においては、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付すこと。
 - (5) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたと

きは、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して交付決定するものとする。

- (6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は〇〇年4月8日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した補助対象事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

山梨県水田畑作農業再生協議会長又は市町村長 (印)

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第5条(1)の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(注) 1 変更の内容は、別記様式Aに準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定を受けた事業の内容と、変更後の事業の内容を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更のあったものに限り添付すること。

3 補助金の額が増額(減額)する場合は、件名の「経営所得安定対策等推進事業費補助金変更承認申請書」を「経営所得安定対策等推進事業費補助金変更交付申請書」とし、本文中の「次のとおり変更したいので、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第5条(1)により申請する。」を「次のとおり変更したいので、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加(減額)交付されたく申請する。」とする。

※押印省略可

様式第4号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県水田畑作農業再生協議会長又は市町村長 (印)

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止（廃止）したいので、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第5条（2）の規定により、申請します。

1 中止（廃止）の理由
（できるだけ具体的に記入すること。）

2 中止の期間（廃止の時期）

※押印省略可

山梨県知事 殿

山梨県水田畑作農業再生協議会長又は市町村長 (印)

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった経営所得安定対策等推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

区分	交 付 決 定 額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B) + (C))		備考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	
	円	円	%	円	%	円	%	
計								

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

(1) 現金

指定金融機関名

(2) 口座振替

振込先銀行名

預金種別 (当座・普通)

口座名

N o .

※押印省略可

山梨県知事 殿

山梨県水田畑作農業再生協議会長又は市町村長 (印)

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金遂行状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり報告いたします。

区 分	総事業費	事業の遂行状況 (〇〇年12月31日)		〇〇年1月1日以降に 実施するもの		備考
		事業費	出来高	事業費	事業完了 年月日	
	円	円	%	円	〇〇年 〇〇月 〇〇日	

(注 1) 「区分」の欄には、別表の「区分」の欄に記載された事項について記載。

(注 2) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載。

山梨県知事 殿

山梨県水田畑作農業再生協議会長又は市町村長 (印)

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり報告いたします。

(なお、併せて精算額として経営所得安定対策等推進事業費補助金〇〇〇〇円の交付を請求します。)

(添付書類)

1 事業経費内訳書 (別記様式 A)

※ 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 知事が必要と認めるもの

3 実績報告と併せて精算払を請求する場合は括弧書きを追記すること。

様式第 8 号

番 号
年 月 日

山梨県水田畑作農業再生協議会長又は市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金額の確定通知書

〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

様式第 9 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 (印)

消費税等仕入控除税額の確定報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第 13 第 1 項の規定により報告いたします。

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額 (3 - 2) 金 円

その他添付書類
返還額にかかる精算の内訳等

※押印省略可